

保育所等の各種申請をおこなう場合は、個人番号(マイナンバー)の記載が必要です。

「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」により、保育所等の申請の際には個人番号(マイナンバー)の記載及び申請者の本人確認書類の提示が義務付けられました。

これにより、令和2年度入所申込から保育所等の各種申請についてもマイナンバーの申出が必要となりました。マイナンバーカード(個人番号カード)や通知カード等で個人番号を確認し、世帯全員のマイナンバーを利用申込書に記入されご提出いただきますようお願いいたします。

また、書類の提出にあたっては、なりすまし等を防止するため申請に来られた保護者の本人確認を下記のとおり実施いたします。ご準備いただくようお願いいたします。

【本人確認に必要な書類】

番号確認(正しい番号であることの確認)	本人確認(番号の正しい持ち主であることの確認)
「マイナンバーカード(個人番号カード)」	マイナンバーカードを所持している場合は、このカードで本人確認が可能です。
「通知カード」 「マイナンバー(個人番号)の記載された住民票の写し」	<ul style="list-style-type: none">・「マイナンバーカード(個人番号カード)」・「運転免許証」・「パスポート」・「身体障害者手帳」等・「在留カード」 など <p>ただし、上記書類をお持ちでない場合は</p> <ul style="list-style-type: none">・「健康保険証」・「年金手帳」、・「児童扶養手当証書等」 <p>など、2点以上で確認します。</p>